

# 埼玉県央広域事務組合 連結財務書類における注記

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産 ・・・・・・・・・・ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得減価が判明しているもの・・・・ 取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・ 再調達原価

②無形固定資産 ・・・・・・・・・・ 取得原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

該当ありません。

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当ありません。

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産 ・・・・・・・・・・ 定額法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです

建物 15年～50年

工作物 15年～45年

物品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）・・ 定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）・・・・・・・・・・・・自己所有の有形固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

退職手当債務から埼玉県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、当該組合における積立金額の運用益のうち当団体に按分される額を加算した額を計上しています。

また、埼玉県市町村総合事務組合との連結時に退職手当基金等の持ち分相当額を加算しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法廷福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

### (6) リース取引の処理方法

① 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）

・・・・・・・・・・・・ 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② ①以外のリース取引

・・・・・・・・・・・・ 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

- (7) 資金収支計算書における資金の範囲  
現金（手許現金及び要求払預金）  
なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。
- (8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項  
物品及びソフトウェアの計上基準は、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

## 2 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

## 3 重要な後発事象

該当ありません。

## 4 偶発債務

該当ありません。

## 5 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
- ① 貢務書類の対象範囲  
ア 一般会計等 一般会計  
斎場特別会計  
イ 連結団体 埼玉県市町村総合事務組合
- ② 埼玉県市町村総合事務組合との連結は、総務省のQ&Aに基づき、退職手当基金等の持ち分相当額を連結貸借対照表の基金（その他）及び退職手当引当金に計上し、行政コスト計算書及び純資産変動計算書にその年度の増減を加えることで、連結したものとみなしています。
- ③ 出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額  
該当ありません。
- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額  
該当ありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳  
該当ありません。
- ② 減債基金に係る積立不足額  
該当ありません。
- ③ 基金借入金（繰替運用）  
該当ありません。
- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に合うことが見込まれる金額

527,493 千円

- ⑤ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額  
7,192 千円
- ⑥ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物  
該当ありません。
- ⑦ PFI 事業に係る資産  
該当ありません。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

特にありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支 44,321 千円

支払利息支出 3,769 千円

投資活動収支 △777,244 千円

---

基礎的財政収支 △729,154 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	5,213,581 千円	5,139,167 千円
うち一般会計	4,932,139 千円	4,882,610 千円
うち斎場特別会計	281,442 千円	256,557 千円
資金収支計算書（連結相殺後の収支）	4,903,133 千円	4,981,071 千円

③ 一時借入金

該当なし

④ 重要な非資金取引

該当なし